悪質商法に御用心
甘い言葉にはウラがある

家に居ながら利用できる訪問販売や通信販売は手軽で便利な一方、一部の悪質な業者があなたを狙っています。販売手口も悪質巧妙で、特に社会経験の少ない若者やお年寄りが標的にされています。あなたやあなたの家族、友人が被害にあい、トラブルに巻き込まれないように、この特集をお役立てください。

市消費生活センターに寄せられた
平成3年度の特殊販売に関する相談の内訳

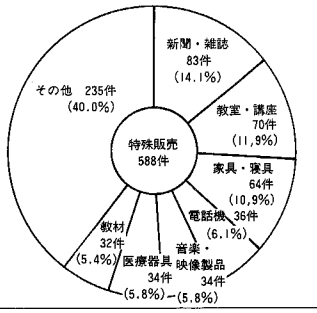

市消費生活センターに寄せられた消費者の相談件数は、平成三年度は千三百十五件でそのうち訪問販売や通信販売などの特殊販売に関する相談が全体の四十五㌫近くになっています。

昨年度の一番の特徴はやはりクレジット・サラ金に関する相談が急増したことです。

そのうちクレジットカードの使い過ぎによる多重債務の相談が二十件あり、当事者の八割が二十から三十歳代でした。負債額は四百万円から七百五十万円とかなり高額で、中には自己破産の申し立てもありました。

若者と高齢者が狙われやすい

若者がよく被害にあうのは、資格取得講座の士商法や景品をさしあげると言って呼び出して各種会員権を勧誘するアポイントメント商法、無料体験と言いながら高額の契約をさせる美容体験商法などがあります。

高齢者の場合、無料で商品を配り最後に高額な布団や健康器具を売りつけるSF商法や、黒電話はいずれ使えなくなると言って高額な電話機を契約させる商法などがあります。

これらのトラブルに巻き込まれないよう、ふだんから家族や近所の人と話し合い、地域ぐるみで注意しましょう。

未成年者の契約は親の同意が必要

未成年者（二十歳未満）の契約には親の同意が必要で、親の承諾のない契約は親権者か本人が取り消しできます。

未成年者は法律上保護されていますが、成人後に代金を支払うなどの追認行為があると取り消しできませんので注意してください。

クーリング・オフをご存じですか

クーリング・オフとは、訪問販売のみ適用される制度で、違約金を支払わず無条件で解約できる権利のことです。

契約申込（約束）は口約束でも立派に成立し、一度結ぶとそれを守る義務が生まれ、自分の都合だけでは一方的に解約できません。しかし訪問販売の場合は、予期しないときにセールスマンが訪れて一方的に説明を聞かされ、契約申込をさせられることから、消費者保護のために無条件解約ができる権利（クーリング・オフ）が認められています。

クーリング・オフの条件は

①訪問販売による契約申込である

②契約申込の書面を受け取った日を含めて八日以内である

③指定された商品（サービス・権利）の購入である

④化粧品など使うと商品価値がなくなるものは、まだ使用していない

⑤代金金額支払い済みであっても三千円以上である

⑥解約申出を書面によりしている

クーリング・オフは訪問販売のみ適用
8日以内なら無条件解約

解約の通知は内容証明郵便で

解約の申し出は必ず書面で行ってください。解約に伴う経費は販売業者の負担です。また、支払い済みのお金は返してもらえます。

解約の申し出は書面の発送日が発効日です。発送したことが後で証明される内容証明郵便か、簡易書留はがきで行ってください。

内容証明郵便の用紙は、文房具店などで売っている市販の用紙を使うと便利です。それを三部複写とし、一通は相手側に、一通は郵便局に保管、残りの一通は差出人が保管します。

誤字脱字などの訂正は、訂正印を押します。

●はがき（簡易書留）での通知例

郵便はがき

○○○○○
株式会社○○
御中

申込日　○年○月○日
商品名・担当者名
右記日付の申込は撤回（または契約は解除）します。
住所
名前

内容証明郵便での通知例

	申込解除通知
株式会社○○○○○○御中	私は、平成○年○月○日貴社のセールスマン○○○○氏から勧められて、自宅において○○○○の購入申込（金○○○○○円）をしましたが、都合により解除いたします。なお購入申込の際支払った○○○○○円は直ちに返金してください。また渡されました商品については早急にお引き取りください。
東京都○○区○○町○丁○○番○○号	
	平成○年○月○日
	新潟市学校町通○番町○○○○
	○印

悪質商法の被害にあわないために

1 簡単にドアを開けずにまず聞こう　名前と目的

2 うますぎるもうけ話に落とし穴

3 勇気を持って、はっきり言おう　いりません！

4 一人で決めずに家族・知人にまず相談

5 簡単に、書くな名前、押すな印鑑、じっくり読もう契約書

6 頭を冷やして、よく考えてうまく使おうクーリング・オフ

ひとりで悩まずお気軽にどうぞ

相談先
市消費生活センター
☎228－8100　市役所第1分館1階